

錦江町監査公表 6 号

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により、錦江町監査基準に準拠して監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 3 年 12 月 20 日

錦江町監査委員 中村 貢
同 浪瀬 亮祐

監査の結果に関する報告について

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査の実施期間 令和 3 年 11 月 22 日（月）
午後 1 時 15 分から午後 1 時 45 分
- 3 監査の実施場所 有害鳥獣捕獲施設（囲い罠）
（錦江町馬場字松坂 3712）
- 4 監査を行なった委員
中村 貢、浪瀬 亮祐
- 5 監査の対象
今回の監査は、産業振興課が委託金を支出し、大根占猟友会が設置した有害鳥獣捕獲施設（囲い罠）を対象とした。
- 6 監査の着眼点
設置に係る委託金等の手続きや、施設の運営及び管理は適切に行われているか、目的に沿った使い方がなされているかを主眼として実施した。
- 7 監査の実施内容
委託契約書や施設の概要及び図面、設置工事写真などの資料をもとに、現地において産業振興課長及び同課担当者並びに大根占猟友会の寺田会長から、当該事業の趣旨や設備の運営状況等について説明を聴取した。
- 8 監査の結果
 - （1）施設の概要（目的）
有害鳥獣捕獲（囲い罠）により、農作物の被害軽減を図りつつ、イノシシの繁殖拡大を抑える。
甘藷等の残渣による餌付けを抑えるため、生産農家が囲い罠内に残渣を運び込み、イノシシの誘因として使用する。その際、甘藷基腐病対策としても役立てるものとする。
猟友会会員相互の協調により、捕獲への意識と技術の向上を図る。

(2) 監査の結果

よく管理されており、特に指摘する事項はなかった。

(3) 意見

猟友会会長を中心に、定期的に施設の状況を確認するなど、管理を徹底していることが伺えた。農家が持ち込む甘藷（残渣）については、入り口付近に偏って置かれているので、持ち込み方などを工夫されたい。

また今後、溜まった残渣を埋設処理する必要がある可能性があるもので、重機借り上げによる対応などを想定し、ある程度溜まった際は、早めの処理を心がけていただきたい。

9 まとめ

有害鳥獣捕獲を主の目的としつつ、甘藷の基腐病対策にも配慮されており、先駆的な取り組みとして大変評価できるものである。設置にあたっては、資材として間伐材や使い古しの漁網を活用するなど、経費削減や資源の有効活用がなされ、モデル的な事業内容となっている。

また、当該施設において実際にイノシシの捕獲もされており、施設の概要に記した目的のと通りの効果が、今後も期待できる。町内の他のエリアにおいても設置が期待される。

また、現状から考えると基腐病対策は喫緊の課題であることから、専用の処理施設の設置も検討されたい。